



長野県報

5月26日(月)
令和 7 年
(2025 年)
第 611 号

目次

規 則

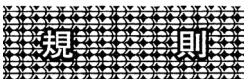
宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（都市・まちづくり課）	1
長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課）	4

告 示

解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	4
基本測量の終了（建設政策課）	4
公共測量の実施（6 件）（建設政策課）	4
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定（都市・まちづくり課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6
令和 8 年度長野県立中学校入学者選抜要綱（高校教育課）	7

公 告

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・IT 振興課）	7
国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	17
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧（農地整備課）	18
随意契約の相手方の決定（2 件）（建設政策課技術管理室）	18
土地改良区の定款変更の認可（2 件）（農地整備課）	19
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	19
土地改良区役員の就退任の届出（7 件）（農地整備課）	20
特定調達契約に係る一般競争入札（交通規制課）	23



規 則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布します。

令和 7 年 5 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第 43 号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（身分証明書）

第 2 条 法第 7 条第 1 項（法第 24 条第 2 項及び第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（説明会を開催する場合）

第 3 条 省令第 6 条ただし書の規則で定める場合は、盛土若しくは土石の堆積（盛土又は土石の堆積を行う高さが 1 メートル以下のものを除く。）を行う土地の面積が 3,000 平方メートルを超える場合又は盛土若しくは土石の堆積を行う高さが 5 メートルを超える場合（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合を除く。）とする。

(申請書の添付書類)

第4条 省令第7条第1項第12号又は第2項第10号の規定により規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (2) 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があることを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 省令第63条第1項第2号又は第2項第2号の規定により規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (2) 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があることを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(書類の経由)

第5条 法、省令及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、申請等に係る工事の施行に係る土地の区域を管轄する建設事務所を経由しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別記様式) (第 2 条関係)

(第 1 面)

第号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職名

氏名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付
年 月 日限り有効

長野県知事

印

写真

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考)
- 1

この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
- 2

法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3

該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「―」を記載すること。
- 4

記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5

裏面には、参照条文を記載することができる。

都市・まちづくり課

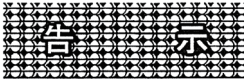
長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和 7 年 5 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第44号

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則（令和 4 年長野県規則第46号）の一部を次のように改正する。
第 4 条中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。
(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第 1 項ただし書又は第30条第 1 項ただし書の政令で定める工事として行う土砂等の盛土等
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

都市・まちづくり課



長野県告示第253号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。
令和 7 年 5 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
佐久市田口字広川原199 の 1 （次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第254号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。
令和 7 年 5 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
基本測量 空中写真撮影
- 2 作業期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
長野市、上田市、須坂市、中野市、千曲市、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、上水内郡信濃町、上水内郡飯綱町

建設政策課

長野県告示第255号

北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。
令和 7 年 5 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一